

第 4 9 6 回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和 6 年 7 月 23 日)

第496回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和6年7月23日(木) 13時10分～14時30分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年7月11日(木)

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員(12人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、下前清弘、
山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、谷川正芳、松下博紀

県(5人)	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所農林事業所水産課	主 査	前田 克明
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長、太田主任、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第79号議案 海区漁場計画の変更について

第80号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について

第81号議案 まきえ釣の委員会指示について

(2) その他

・漁業調整における「関係者」の範囲等について(意見交換)

6 議事の経過

13時10分、事務局の福地次長から第496回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し12名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長から議事録署名者に下前委員と山田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第79号議案 海区漁場計画の変更について】

議長 はじめに、「第79号議案 海区漁場計画の変更について」を、上程します。公聴会結果及び提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (公聴会において、利害関係者の出席がない旨及び事前の書面による意見の提出がなかった旨の報告と、議案内容により、第79号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

房尾技師 (海区漁場計画の変更について、資料1により、東部海域の3漁協から区画漁業権免許の内容の変更に係る漁場計画要望があり、協議調整の結果、要望どおり海区漁場計画を変更する旨を説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 5つの区画漁業でひおうぎがい養殖の追加がありましたが、広島県内では他に行われているのでしょうか。

房尾技師 大崎上島で1件免許されています。

山田委員 ひおうぎがい養殖はどのような手法で養殖されるのでしょうか。

房尾技師 牡蠣と同じような形で、かごに入れて生産されると伺っています。

山田委員 大崎上島漁協はどのように生産されているのでしょうか。

房尾技師 大崎上島漁協も同じように、かごに入れて吊るすと伺っております。

山田委員 ひおうぎがい養殖業という名称で、垂下式ではないということですか。

房尾技師 ひおうぎがい養殖業という名称です。

山田委員 ひおうぎがいの種苗は安定して入手できるのでしょうか。

房尾技師 ヒアリングで伺ったところ、愛媛県でよく生産されているようです。試験養殖で使われた種苗は、宇和島から仕入れられて特段問題はないと伺っています。

議長 他にありませんか。

松下委員 免許事業ということで、積極的なものと消極的なものを総合的に考えて、免許を与えるということだろうと思います。経済的な基盤を向上する思いということでしたが、ただ主観的なものなのか、あるいは事業計画書のような客観的な基礎資料があつて、経済的な発展が認められるという判断のもとに免許されるということでしょうか。また、「免許を与えない」という、消極的な方向はあるのでしょうか。

房尾技師 1点目については、要望の段階で経営計画書を提出していただき、例えば種苗に

係る経費、生産数、売価などを計算し、収益が上がる計画であることを確認しております。

免許をしない場合というのは、先ほど資料1－1に記載のとおり、管理上や公益上支障があるものについては、その漁場は使えないということで免許できないということになります。基本的には、その漁場が適切かつ有効に使われる見込みのあるものは、免許するように、法でも定められております。

松下委員 例えば手法が競合しているというような部分があれば、免許の可否について勘案する可能性があるということでしょうか。

房尾技師 そうですね。その調整が取れている場合に限りということになります。

松下委員 わかりました。

山田委員 今の免許する話と漁場計画を立てるという話は別の話でしょうから、免許は基準に合致すれば、基本的には免許しなきゃいけない話。だけど、漁場計画を立てるというのは県の権限の中で話ですから、今松下委員がおっしゃったような内容は、漁場計画を立てるための判断の材料ではないでしょうか。

三浦主査 県が漁場計画を樹立するに当たって、先ほど経営計画書を提出してもらったと説明しましたが、その中身を判断して、またヒアリング等行いまして、実際に種苗が確保できることや、試験でしっかり生産できることを確認した結果、県としても所得向上に繋がると判断して、今回諮問させていただいたということです。

松下委員 結局、最終的には免許を与える・与えないということになるのでしょうか、免許を与えるか与えないかの基準として設定されるものが、あくまでも漁場計画になるということですね。

山田委員 要望があった段階で、要望の内容が今の漁場計画を立てるのに妥当であるかどうかを、県がヒアリング等して判断されて、その判断した内容を、こういった委員会や公聴会にかけて、その他の人の意見も聞いて、利害関係者の話を聞いて、それで改めて何もないければ、あるいはこの委員会の中で合意が得られれば、県は漁場計画を立てます。それを告示して、いつまでに今度申請をしてくださいという形で、また公示し、その公示内容に従って今度は免許申請について、漁場計画に基づいた関係の団体が基本的に手を挙げてされる。その時に、免許申請がされた段階でその免許申請の内容が妥当かどうかというのは、基準があるわけですね。判断するその基準に合致すれば、一応県は免許しなければならないということですね。

高橋委員 貝毒等の検査は必要ないのでしょうか。販売も貝毒等の検査は行わなくてもできるのでしょうか。

三浦主査 免許に当たっての直接の条件というわけではないですが、事前のヒアリングでは牡蠣を生産している漁場であるため、牡蠣の検査結果を参考にして、貝毒プランクトンにより貝毒の毒化が見られるようであれば、牡蠣とあわせて出荷自粛を行うと

伺っています。基本的には、水産ではなく保健部署の権限となりますが、そのよう
なに対応すると伺っています。

議 長 ひおうぎがい愛南の方で何年も前からやっていますが、貝毒のことを聞いたこ
とはないように思います。県の方で把握していますか。

房尾技師 ないと思います。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。なければ、採決に移ります。それでは、第
79号議案「海区漁場計画の変更について」は、原案のとおり承認してよろしいで
しょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第79号議案は、原案のとおり承認します。

【第80号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について】

議 長 続いて「第80号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」を
上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第80号議案の提案理由を説明した。【提案内容は担当者から
説明する旨発言】）

房尾技師 （一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について、資料2により、東部
海域での一枚建刺し網と他の漁業種類とのトラブルを防止するため、松永湾を除く
東部海域の一枚建刺し網の操業制限に係る委員会指示を継続して発動する旨を説明
した。）

議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願い
します。

箱崎委員 良いと思います。

議 長 採決してよろしいでしょうか。それでは、第80号議案「一枚建刺し網漁業の操業
制限に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第80号議案は、原案のとおり指示することといたします。

【第81号議案 まきえ釣の委員会指示について】

議 長 続いて「第81号議案 まきえ釣の委員会指示について」を上程します。提案理由と
内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第80号議案の提案理由を説明した。【提案内容は担当者から
説明する旨発言】）

房尾技師 （まきえ釣の委員会指示について、資料3により、まきえ釣りが手軽な遊漁とし
て広く楽しまれている実態と本県漁業との調整を図るため、陸から行うまきえ釣り

に限り規制を緩和するとともに、陸に接する共同漁業権区域等でのまきえ釣りを禁止する委員会指示を継続して発動する旨を説明した。)

議長 　ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 　まきえ釣りの委員会指示を出される際、平成19年からずっと遊漁者へ周知していると思いますが、現在の委員会指示について遊漁者からの反応や違反はどの程度あるのでしょうか。

三浦主査 　委員会指示の違反につきましては、陸からの第3種、第4種の共同漁業権の中で釣りをしているということになりますが、陸からのまきえ釣りに関する違反情報はありません。

山田委員 　委員会指示を出し始めて長く、違反がどの程度あるかによって、委員会指示を継続する必要性の有無をどこかの時点で判断する必要があるのではないかと思います、そのような考えはありませんか。この認識が定着してきているのでしょうか。

三浦主査 　現在のところ、特に第3種、第4種の共同漁業権対応する規制やマダイの中間育成に関する規制は必要だと考えております。資料の方にもつけていますが、広島県のホームページで公開している、まきえ釣りができない区域に対する遊漁者からの問い合わせはある状況ですので、周知は徐々に図られている状況であると考えています。

山田委員 　委員会指示を出し始めてから長いので、昔知った方で歳を取り、やめた方もおられるでしょうし、この間に始められる方もおられるでしょうし、そのへんの動きを知りたくて質問させていただきました。

議長 　他にはよろしいですか。それでは、第81号議案「まきえ釣の委員会指示について、」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 　はい。

議長 　異議なしということで、第81号議案は、原案のとおり指示することといたします。

(2) その他

【漁業調整における関係者の範囲について】

第495回海区漁業調整委員会に引き続き「漁業調整における関係者の範囲について」、県の考え方を説明した。前回出席できなかった委員もいるため、「属性」の面からの考え方についてあらましを説明した上で、今回は面的範囲（地理的な広さ）の切り口から説明を行った。

県の考え方（資料4により福地参事が説明）

関係者について、今回は面的範囲から考え方を説明。追加公示の考え方について、定数管理の必要性から漁法を4区分した経緯、漁業許可制度による規制の目的について説明した上で、許可漁業に係る制限措置や条件の設定・改廃に当たって、調整を要する関係者の範囲は都度検討する必要がある旨を説明した。

委員の意見

- ・資料４－３の文書において、「関係者」という言葉が何を意味するのかというのが発端であったと思う。今回の説明で、最終的に定数を設定するに当たっては海区委員会へ諮って決定することが分かったので、それで決着がつくと思う。（山田委員）
- ・資料４－３の１では、関係者というのは意見聴取の対象にはなるけれども、広く政治的な判断も必要になるということ、２と３では、具体的な個別の利益が問題になるということと理解した。（松下委員）

【広島県のかき養殖について】

- ・かき養殖も非常に厳しい時代になっている。広島県の中でかき養殖は主要な漁業であり、これから海区委員会としても何らかの検討を行うべきかどうか、議論する必要があると考えている。海区委員会は県の諮問機関という位置付けであり、諸問題について情報として認識しておきたい。（山田委員）
- ・かき養殖の振興については県の長期計画等の中でも検討しており、かき殻対策、高水温対策、海ごみ対策等について農林水産委員会の中で逐一報告しているところ。必要があるものについては、海区委員会の場合でも情報提供するよう検討する。（横内課長）

【ひおうぎがい養殖について】

- ・委員からの「県内で他に養殖が行われているのは」との質問に対し「大崎上島」と回答したが、免許しているのは「大崎内浦漁協」である旨を補足説明した。（房尾技師）

議 長 他にありませんか。これをもちまして、第 496 回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

（ 1 4 時 3 0 分閉会）